

お知らせ

株式会社 エネコム 〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2024年8月30日

データセンターサービス契約約款(EneWings 広島南・岡山) 改定のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

対象サービスをご利用のお客さまに、契約約款の改定についてお知らせいたします。 改定内容は次ページに記載をしておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

- ■改定の対象となる契約約款 データセンターサービス契約約款(EneWings 広島南・岡山)
- ■改定日 2024年10月1日(火)
- ■改定内容 次ページ以降をご確認ください。
- ■ウェブ掲載場所

以下 URL にてご確認いただけます。

https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html

【本件に関するお問い合わせ先】

ソリューション営業部

お問い合わせフォーム https://www.enecom.co.jp/contact/

電話番号 050-8201-1425 (土・日・祝日、12月29日~1月3日、5月1日を除く9:00~17:00)

『データセンターサービス契約約款 (EneWings 広島南・岡山) 』 新旧対照表

※表中内赤文字部が新規追加・変更の内容

改定箇所	改定前	改定後	改定理由
第1章	第1条 当社の提供するデータセンターサービス(以下「本サービス」とします。)は、この契約約款 (以下「約款」とします。)に定めるところにより提供します。	第1条 当社の提供 するデータセンター サービス(以下「ます。)以下「は、この契約 款(以下「に提供します。)なます。)は、「約款とします。 2 約款は、 EneWings 広島南データセンターに適用します。	適用するデータ センターを定義 するため追記
第1章第3条	この約款に定めのない事項については、契約者と当社との協議によって別途定めます。	約款に定めのない事項については、契約者と当社との協議によって別途定めます。	誤記の修正
第1章	この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。	約款で使用する用語	誤記の修正

第4条			の意味は、次のとお	
			りとします。	
	用語	用語の意味		
	電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第9条の登録を受けた者 および同第16条第1項の規定による届け出をした者		
	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備		
	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を 他人の通信の用に供すること		
	電気通信回線	契約者(電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。)が電気通信事業者から電気通信サービス		
		の提供を受けるために使用する回線	 ホスティングサービ	本改定に伴いデータセンターサー
第1章	ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続するための電気通信設備	ス、ホームページ、	ービス契約約款
第4条	データセンター	サーバやネットワーク接続装置等が収容された収容架・空調・電源等を備えた場所であって、当社が保守・管理を行っている施設	コンテンツ、サービス用設備の記載を削	では左記の用語を使用しなくな
	ハウジングサービス	当社の定める契約の申込等により、契約者側で所有権を有する設備、その他 の機器を配置する環境を当社施設内にて提供、あるいは当社が所有権を有す	除	ることによる記 載の削除
		る設備、その他の機器の一部もしくは全てを契約者に当社施設内にて貸与 し、契約者の請求によって適切に管理・運用を行うサービス		
	ホスティングサービ	当社の定める契約の申込等により、当社が提供する設備、その他の機器の一		
	ス	部を契約者の情報発信の用途にのみ利用する前提のもと貸与するサービス		
	用語	用語の意味		
	CGI	Common Gateway Interface の略で、Web サーバプログラムとそれから呼び出 されるプログラムとの連携の仕組み		

Г				Τ
	ドメイン名	NIC (Network Information Center) にて管理される、インターネット上で唯一のネットワーク名称を示す文字列		
	gTLDドメイン	名 国や地域の概念のない、世界中を対象としたドメイン名		
	JPドメイン名	国別ドメイン名で、日本を対象としたドメイン名		
	IPアドレス	N I C (Network Information Center) にて管理される、インターネットプロトコルに基づき定められたアドレス		
	DNS	Domain Name System の略で、インターネット上で、ドメイン名と I Pアドレスを対応させるシステム		
	ホームページ	インターネットを利用した情報発信手段の一つで、WWWサーバと呼ばれる 情報発信用ソフトウェアを含んだ機器により運営されるもの		
	コンテンツ	特定の個人・法人または一般不特定多数を対象とした情報発信において、その基盤となる情報の構成単位、またはその情報自身		
	サービス用設備	当社がホスティングサービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信 設備その他の機器及びソフトウェア		
第2章	能とするもので、 a. 共有IPサ	内に設置される契約者の機器と当社のルータを接続し、インターネットへの接続を可 次のサービスをいいます。 ービス 複数社のサーバ(契約者)で共有するサービスをいい、次の品目があります。		インターネット コネクティビテ
第6条	品目 :	適 用 条 件	削除	ィサービス終了
(2)	512K	契約者のネットワーク接続装置を当社のネットワーク接続装置に 10BaseーT の仕様で 接続		除
		契約者のネットワーク接続装置を当社のネットワーク接続装置に 10BaseーT もしくは 00BaseーTX の仕様で接続		

3	М	
6	М	契約者のネットワーク接続装置を当社のネットワーク接続装置に 100BaseーTX の仕様
1	0 M	で接続

※当社施設内環境は品目によりLAN1OMbps・100Mbpsのどちらかを選択していただきます。

b.占有IPサービス

1つのセグメントを1つのサーバ(契約者)に専用に割り当てるサービスをいい、次の品目があります。

品目	適 用	条	件
256K			
5 1 2 K	±11.41.41.41.41		
1 M			ーク接続装置を当社のネットワーク接続装置に 10BaseーT もしくは
2 M	Toobase	−TX の仕様	など技術
3 M			
6 M	契約者の	ネットワー	ーク接続装置を当社のネットワーク接続装置に 100BaseーTX の仕様
1 0 M	で接続		

※当社施設内環境はLAN10Mbps・100Mbpsのどちらかを選択していただきます。

c. メガエッグコネクティビティサービス

MEGAEGGからインターネットへ抜けるサービスを他のお客さまと共有するサービスをいい、 次の品目を最大速度として提供します。

品目	3	適	用	条	件
3	М	±π <i>6</i> 6.	*^+		
6	М			ソトワー	ーク接続装置を当社のネットワーク接続装置に 100BaseーTX の仕様
1 (МС	で接続	杌		

※共有IPサービス、メガエッグコネクティビティサービスは最大13IPまでを提供範囲としま

第2章第7条	す。それ以上のご利用を検討される場合は追加でインターネットコネクティビティサービスの申し込みをお願いします。 契約者は、ハウジングサービスにおいて使用するドメイン名を指定するものとします。 2 契約者がハウジングサービスで利用するドメイン名を所有していない場合、当社が別に定める方法にて、これを取得するものとします。 3 契約者は、当社から提供するIPアドレスを利用し、ハウジングサービスを受けるものとします。 4 契約者がハウジングサービスに関する契約を終了した場合、当社から提供したIPアドレスを利用することはできず、契約者は、このIPアドレスを速やかに当社まで返却するものとします。 5 ハウジングサービスで利用するドメイン名およびIPアドレスは、その所有権に関わらず契約者が厳重に管理するものとし、当社および第三者に対していかなる損害をも与えないよう適切な運用を行うものとします。また、これらが第三者によって不正に利用されている事が判明するか、もしくはそのおそれがある場合は、ただちに当社まで連絡を行う義務を有するものとします。	削除	インターネット コネクティビティサービス終了 に伴う記載の削 除
第2章第20条	契約者は、設備収容架に設置するすべての機器、設備、および備品の一覧を記した書面(以下、「機器一覧」という。)をその設置の10日前までに当社へ提出するものとします。	契約者は、ラックに 設置するすべての機 器、設備、および備 品の一覧を記した書 面(以下、「機器一 覧」という。)をその 設置の10日前まで に当社へ提出するも のとします。	不明瞭な単語の変更
第2章 第30条	ハウジングサービスを利用するにあたり、契約者の設置する機器設備に収容されているコンテンツについては、契約者が唯一そのコントロールを有するものとし、当社はこれに対し何ら干渉することができないものとします。ただし、契約者によって本利用規約に反する利用が認められた場合、当社は、提供する全てのサービスについて、当社が必要と判断するあらゆる措置をとることができるものとします。	ハウジングサービス を利用するにあた り、契約者の設置す る機器設備に収容さ れているコンテンツ	誤記の修正

			については、契約者	
			が唯一そのコントロ	
			一ルを有するものと	
			し、当社はこれに対	
			し何ら干渉すること	
			ができないものとし	
			ます。ただし、契約	
			者によって <mark>約款</mark> に反	
			する利用が認められ	
			た場合、当社は、提	
			供する全てのサービ	
			スについて、当社が	
			必要と判断するあら	
			ゆる措置をとること	
			ができるものとしま	
			す。	
	当社は、次のサービスをホスティング	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	│ │ 当社が提供するサービス用設備の一部	『を契約者がホームページを開くなど情報発信の用途に用いることを		
	前提として貸与するサービスをいい、	次の品目より提供されます。		
	品目	内容		
第3章	ホスティングサービス	契約者ドメイン名によるホームページ運用を行う		ホスティングサ
第31条		メールウイルスチェックサービス標準適用	削除	ービス終了に伴
		・ディスク容量(Web、メール共用)5GB		う記載の削除
		・メールアドレス 100アドレス		
	ただし、当社は、メールウイルス			
		、ケェック・ これによってエミックトルれに対応していることを た場合の一切の損害については、当社は、責任を負いません。		
	皿しいこの。のた、ノールへ心木に	/に別し、 NA 以口に N C (15 C 口口 15 C 尺口 C 尺 C C (15 C) C (1	1	

第3章 第32条	ホスティングサービスの提供区域は日本国内とします。	削除	ホスティングサ ービス終了に伴 う記載の削除
第3章	ホスティングサービスの契約期間は、第37条(その他の提供条件)で準用する第10条(契約の成立)第 1項に定める利用開始日から起算して3カ月間以上とします。	削除	ホスティングサ ービス終了に伴 う記載の削除
第3章第34条	当社は、ホスティングサービスの契約者に対して、そのコンテンツの登録・変更を行うためのサービス用設備へのアクセスID(以下、「アカウント」とします)およびパスワードを提供します。 2 アカウントおよびパスワードは契約者および契約者が指定した者のみが利用できるものとします。 3 アカウントおよびパスワードは契約者が責任をもって厳重に管理するものとし、その事由に関わらずこれらが不正に利用されることによって発生した損害は、全て契約者が責任を負うものとします。 4 契約者は、アカウントおよびパスワードが不正に利用されたことが認められた場合、ただちに当社まで連絡を行う義務を有するものとします。 5 当社は、契約者に提供したアカウントおよびパスワードが不正に利用されていることが認められるか、もしくはそのおそれがある場合、当社が必要と認めたあらゆる事柄を行う権利を有するものとします。	削除	ホスティングサ ービス終了に伴 う記載の削除
第3章第35条	当社は、契約者が利用するCGIプログラムが、ホスティングサービスの運用に影響を与えるか否かを調査する権利を有し、その危険性が認められた場合は、当該CGIプログラムの利用を拒否あるいは制限することがあります。 2 契約者が利用するCGIプログラムが、ホスティングサービスの運用に支障を与える、もしくはそのおそれがあると認めた場合、その事由を問わず、また契約者に対して通知することなく当該CGIプログラムを停止させる権利を有し、停止後に契約者に対して当該CGIプログラムの修正または削除を求めることができるものとします。 3 CGIプログラムの利用において、発生したあらゆる障害その他に対する責任は契約者が負うものとします。	削除	ホスティングサ ービス終了に伴 う記載の削除

第3章	契約者は、ホスティングサービスを利用するにあたり、当社施設内に入場することはできません。 2 前項に関わらず、当社が特に必要と認めた場合は、当社社員の立ち会いのもと契約者の入場を許可す るものとします。	削除	ホスティングサ ービス終了に伴 う記載の削除
第3章	(ドメイン名の指定等)(契約の単位)(責任者の選出)(利用の申込)(契約の成立)(契約内容の変更) (契約者の名称等の変更)(契約地位の譲渡禁止)(地位の承継)(契約者が行う利用契約の解約)(当社が 行う利用契約の解除)の取扱いについては、ハウジングサービスの場合に準じるものとします。	削除	ホスティングサ ービス終了に伴 う記載の削除
第5章 第39条	(ネットワークの適正な利用)	(適正な利用)	インターネット コネクティビテ ィサービスの終 了に伴う記載の 変更
第5章 第39条 2	当社の提供する機器設備のうちこれを共用と定めているものについては、契約者が当社に報告を 行った本来の目的に則り、規約に従った利用を行うものとします。	当社の提供する機器 設備のうちこれを共 用と定めているもの については、契約者 が当社に報告を 行った本来の目的に 則り、約款に従った 利用を行うものとし ます。	誤記の修正

	<付則>	
	(実施期日)	
	1 この改正規定は	
	2024年10月1	
	日から実施します。	
	(サービスの新規受	
	付停止)	
	2 当社はこの改正規	
	定実施の日におい	
	て、改正前の規定に	ホスティングサ
	より提供しているハ	ービス、インタ
/ L Dul	ウジングサービスの	ーネットコネク
付則	うち、基本監視の新	ティビティサー
	規受付を停止しま	ビス終了に伴う
	す。	改定のため追加
	(サービスの終了)	
	3 当社はこの改正	
	規定実施の日におい	
	て、改正前の規定に	
	より提供しているイ	
	ンターネットコネク	
	を終了することとし	
	ます。	
	Ф 7 0	

別表 2. 技術 的条件 (1) 分界点	本サービスの提供を受ける場合、その責任分界点は以下のように定めます。 a. 当社の管理する機器設備と契約者の準備する機器設備は10BASE一Tまたは100BASE一TXにより接続されるものとし、その責任分界点は契約したラックまで配線されたHUBもしくはこれに相当するものの接続点(コネクタ)とします。 b. 契約者が他の電気通信事業者の提供する回線をその機器設備との接続に利用する場合の責任分界点は、その電気通信事業者の定めるものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。	本サービスの提供を 受ける場合、その責任 分界点は器設備を 者の準備なるが 者の準備を が を は 要 は を し、 を の き は を し、 そ の も は を し、 そ の も は と し、 そ り と し、 た り も し た れ た り と し た れ と し た れ と し 、 と し た れ と し 、 と し と し 、 と し と し と し と し と と し と と し と し	インターネット コネクティビテ ィサービス終了 に伴う記載の変 更
別表 2. 技術 的(3) かく イン イン 大 大 大 の 大 の た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	契約者は、当社インターネットコネクティビティを利用する際、LAN10Mbps契約時は10B ASE-T、LAN100Mbps契約時は100BASE-TXにより当社ネットワーク機器と接続 するものとします。	削除	インターネット コネクティビテ ィサービス終了 に伴う記載の削 除
別表 2. 技術 的条件 (4)ルー ティング	契約者が他の電気通信事業者の提供する回線をその機器設備との接続に利用する場合、そのルーティ ング方式はスタティックルーティングのみとし、ダイナミックルーティングは認めません。	削除	インターネット コネクティビテ ィサービス終了 に伴う記載の削 除

別表 2. 技術 的条件 (5)ネー ムサーバ	(5)ネームサーバ					(3)ネームサーバ	記載の削除に伴う項番の変更
別表 2. 技術		品目	電気的条件	論理的条件	接続コネクタ		インターネット
的条件		LANGON	IEEE802. 3		ISO 標準 8877		コネクティビテ
(6)イン		LAN10Mbps	10Base-T 準拠		8 ピ ンモジ ュラジ ャック	削除	ィサービス終了
ターフェ	LAN100Mbps	IEEE802. 3u		(D L 45)		に伴う記載の削	
一ス条件		LANTUUMDPS	100Base-TX 準拠		(RJ-45)		除